

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則183条に定める事前備置書面)

2020年7月17日

インパクトホールディングス株式会社

2020年7月17日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
東建インターナショナルビル6階
インパクトホールディングス株式会社
代表取締役社長 福井 康夫

インパクトホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）と当社の子会社であるインパクトフィールド株式会社（以下「インパクトフィールド」といいます。）とは、当社を吸収分割会社とし、インパクトフィールドを吸収分割承継会社として、当社の事業の一部の権利義務を、2020年7月1日を効力発生日として、インパクトフィールドに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を2020年7月17日に締結しました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1記載のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

インパクトフィールドは当社の完全子会社であるため、本吸収分割に際し、インパクトフィールドは当社に対して株式、金銭等の対価の交付をいたしません。

3. 吸収分割承継株式会社についての事項（会社法施行規則第183条第4号）

インパクトフィールドの貸借対照表の内容は別紙2のとおりです。なお、インパクトフィールドは最終事業年度がないため、計算書類等の内容ではなく、インパクトフィールドの設立の日における貸借対照表の内容となります。

4. 吸収分割株式会社についての事項（会社法施行規則第183条第5号）

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

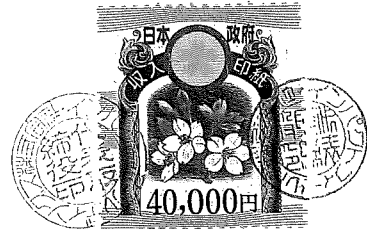
本吸収分割が当社並びにインパクトフィールドの債務の履行に支障となる要件はありません。

以上

【別紙 1】
吸収分割契約



吸収分割契約書



インパクトホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とインパクトフィールド株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、効力発生日（第4条において定義する。以下同じ。）において、甲がセールス&プロモーション事業（以下「対象事業」という。）に関して有する第2条の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

乙は、本件会社分割により、効力発生日において、別紙「承継権利義務明細表」記載の対象事業に係る甲の契約上の地位（但し、効力発生日の前日以前の原因に基づき発生した権利義務は含まない。）及び現金100万円を承継する。乙が甲から承継する債務に関しては重疊的債務引き受けの方法によるものとする。

第3条（分割対価の不交付）

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、前条に基づき乙が承継する権利義務の対価の交付を行わない。

第4条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、令和2年10月1日とする。但し、手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は協議の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（株主総会決議の省略）

1. 本件会社分割は、会社法第784条第2項の簡易分割に該当するため、甲は、本件会社分割について甲の株主総会決議を行わない。
2. 乙は、甲の完全子会社であるため、会社法第796条第1項に基づき、本件会社分割について乙の株主総会決議を行わない。

第6条（競業避止義務の不存在）

甲は、乙に対し、効力発生日後も、対象事業について競業避止義務を負わない。



第7条（善管注意義務）

本契約締結日から効力発生日までの間、甲は、善良なる管理者の注意をもって対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をするものとし、本件会社分割に重大な営業を及ぼす事項を行おうとする場合は、事前に乙と協議する。

第8条（本契約の変更又は解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、対象事業又は第2条に基づき乙が承継する権利義務に重大な変動が生じた場合、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

令和2年7月17日

甲

住 所：東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル6F
会社名：インパクトホーサルディングス株式会社
代表者：福井 康夫



乙

住 所：東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル6F
会社名：インパクトワールド株式会社
代表者：野口 将和



(別紙) 承継権利義務明細表

1. 資産

現金 100 万円のみ承継する。

2. 負債

承継しない。

3. 契約上の地位

(1) 雇用契約

承継しない。

(2) その他の契約上の地位

別紙契約書一覧に記載の契約及び甲が本事業に関して令和 2 年 7 月 18 日から同年 9 月 30 日までの間に締結する契約（以下「承継契約」という。）における甲の契約上の地位を承継する。但し、承継契約に関し、効力発生日の前日以前の原因に基づき発生した権利義務は承継しない。

【別紙 2】

インパクトフィールドの設立の日における
貸借対照表の内容

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	20		0
固定資産	－	純資産の部	
		資本金	10
		資本剰余金	10
資産合計	20	負債及び純資産合計	20